

政策保有株式に関する開示府令等、公布

金融庁

去る1月31日、金融庁は、内閣府令6号「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を公布した。政策保有株式の開示に関して所要の改正を行うもの。

改正の概要

有報等における「株式の保有状況」の開示に関して、次の改正を行う。

- (1) 開示府令の改正
 - 当期を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式（当事業年度末において保有しているものに限る）について、

「純投資目的」を「専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることをいう」とする考え方を明示する。

適用関係等

公布の日から施行され、2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有報等から適用される。

よび企業会計基準適用指針において定められている四半期および中間の取扱いを期中会計基準等に取り込むことについて審議が行われ、次の事務局案が示された。

- (1) 他の会計基準等の修正等の方法

四半期および中間の取扱いが定められている会計基準等の種別別に、次の方法で修正等を行う。

・企業会計基準→期中会計基準
または中間作成基準に取り込む。

・企業会計適用指針→期中適用指針または中間作成基準注解に取り込む。

・実務対応報告・移管指針→用語の置換えを行う。

- (2) 会計処理の取り込み方

他の会計基準等における四半期または中間固有の取扱いを定めたもののみ期中会計基準等に取り込み、年度と同様の取扱いは取り込まず、当該他の会計基準等から削除することを原則とする。

- (3) 注記事項の取り込み方

期中会計基準の結論の背景において、「他の会計基準等で定め

られている注記事項は、原則として記載を要しないと考えられる。なお、会計基準で定めた項目を上回る開示を行うことを妨げるものではない」旨の基本的な考え方を記載し、他の会計基準等において開示を求めるもののみを取り込み、四半期財務諸表での注記を省略できるとの定めは当該他の会計基準等から削除する。

移管指針の修正

リース会計基準の公表に伴い改正した移管指針13号「特別目的の会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」についてのQ&Aの適用時期の明確化を行うにあたり、形式的な修正を行うことを提案され、委員から特段意見は聞かれなかった。

- (4) 中間作成基準等への取り込み方法

他の会計基準等において定められている中間の取扱いをそのまま取り込む。

*

「2024年年度改善プロジェクト」による企業会計基準等の改正（案）に寄せられたコメントへの対応案が示された。

会計 VCCファンドの出資持分、議論大詰め

ASBJ、金融商品専門委

去る1月28日、企業会計基準委員会は、第232回金融商品専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

2月3日開催の第540回親委員会でも同テーマについて審議が行われた。

金融資産の減損

IFRS9号「金融商品の定め

委員から、特段の異論は聞かれなかった。

移管指針の修正

リース会計基準の公表に伴い改正した移管指針13号「特別目的の会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」についてのQ&Aの適用時期の明確化を行うにあたり、形式的な修正を行うことを提案され、委員から特段意見は聞かれなかった。

年次改善プロジェクト

「2024年年度改善プロジェクト」による企業会計基準等の改正（案）に寄せられたコメントへの対応案が示された。

去る1月28日、企業会計基準委員会は、第232回金融商品専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

2月3日開催の第540回親委員会でも同テーマについて審議が行われた。

金融資産の減損

IFRS9号「金融商品の定め

期中会計基準等に関する他基準等の四半期・中間の取扱い、検討

ASBJ

去る2月3日、企業会計基準委員会は、第540回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

四半期報告書制度の見直しへの対応

前回親委員会（2025年2

月10日号（No.1734）情報ダイジェスト参照）に引き続き、

四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した（仮称）期中

会計基準等の開発に伴い、検討が行われた。

今回は、他の企業会計基準お

案1：オンバランス項目には「予想信用損失に基づく貸倒引当金」、オフバランス項目には「予想信用損失引当金」を用いる。
案2：オンバランス項目、オフバランス項目いずれにも「予想信用損失引当金」を用いる。

専門委員からは、両案とも支持する意見が聞かれた。
第540回親委員会では、案1を支持する声が多く聞かれた。

(2) 開示の定めを取り入れ方
予想信用損失の分解情報、予想信用損失の算定プロセスに関する情報、当期および翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報に関する、IFRS 7号「金融商品」開示」35 F項、35 N項、36項、38項、B 8項、B 10項に関する規定の取り入れ方について、解説的な内容や条件変更に関する定め(35 J

項)等を除いて、新適用指針に取入れられる等の事務局案が示された。
専門委員から、特段の異論は聞かれなかった。
第540回親委員会では、事務局案に賛同する意見が聞かれた。

VCファンドの出資持分
第539回親委員会(2025年2月10日号(No.1734)情報ダイジェスト参照)に引き続き、移管指針公開草案15号(移管指針9号の改正案)「金融商品会計に関する実務指針(案)」に寄せられたコメントへの対応案および文案の検討が行われた。

専門委員、第540回親委員会では特段の異論は聞かれなかった。
専門委員会での審議は終了し、今回は再公開草案の必要性の有無を検討する。

会計

バーチャルPPPA、公開草案の文案検討進む
—ASBJ、実務対応専門委

去る1月29日、企業会計基準委員会、第166回実務対応専門委員会を開催した。
前回の専門委員会ならびに第539回親委員会(2025年2月10日号(No.1734)情報

経理に効く法律雑学

平等の起源

弁護士 白川 敬裕

江戸時代には「士農工商」という身分制度があり、国民が平等ではありませんでした。
他方、日本国憲法14条は、「すべて国民は、法の下に平等であつて」と定めています。なぜ、人間は「平等」なのでしょう。

それは、福沢諭吉が「学問のすゝめ」の冒頭で「天は人の上に人を造らず人の下に造らずと言へり」と述べているとおりです。それでは、どのように言っているのは誰でしょうか。
福沢諭吉は江戸幕府の渡米使節団に加わって咸臨丸でアメリカに渡り、帰国後、啓蒙思想家として活動しました。「学問のすゝめ」の冒頭の二文は、アメリカの独立宣言の二節である、「All men are created equal」をもとにしていると言われています。直訳すれば、「すべての人間は平等に造られている」です。

平等が保たれた状態でもある、「(略)創造主から同じ恵みを与えられ、同じ能力を発揮するよう生まれついているのだから、互いに平等であるはずである」「このように、人間は生まれつき平等である」「人間はみな、唯一の全智全能の主によって創造される」※ジョン・ロック著・角田安正訳『市民政府論』(光文社古典新訳文庫)

式のようなものです。たとえば、幾何学(数学のうち図形や空間を扱う分野)における「線」とは「幅をもたない長さ」のことで「線には厚さはない」とされています。しかし、紙のうえに線を書くとき、どんなに細い線でも、いくらかの太さがあります。つまり、純粹な「線」は、世界に存在しない、あくまで思考するための概念です。
ロックのいう「自然状態」も、幾何学の「線」のよつなものです。「自然状態」だと、他者による侵害を受けたとき、個人で解決するのは難しい。だから平等な人間同士が「契約」を結んで国家や社会を作ったというのが、いわゆる「社会契約説」です。
ロックの思想に影響を受けたアメリカの独立宣言は、日本国憲法に反映されています。
日本国憲法の前文には「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、(略)とあります。「国民の厳粛な信託」「国民同士が社会契約を結んで政治を国家に委ねた」ということです。

では、人間を平等に造つたのは誰でしょうか。アメリカの独立宣言に影響を与えたのは、ジョン・ロックの考え方です。ロックは、「統治二論 市民政府論」を著し、「平等」について、次のように語りました。

「本来の状態というのは、

つまり、ロックは「人間は創造主に造られたのだから平等だ」と言っているのです。
ロックの「市民政府論」は、前編で「国王の権力は神に授けられたのだから絶対だ」という王権神授説を論破します。そのうえで、後編で「平等」や「契約」について論じていくのです。ロックは、すべての「秩序」、すなわち国家や法律などが何もない自然のままの状態を考えました。そのうえで、「自然状態だと、人間同士の関係はどのようなのだろう」という「問い」から思考をスタートさせました。

そもそも、こんな自然状態は世界に存在しません。あくまで、思考するための「記号」や「数」
普段、当たり前に使っている「平等」「契約」といった概念は、人類の英知といえます。

ダイジェスト参照)に引き続き、

バーチャルPPAの会計上の取扱

2月3日開催の第540回親

委員会でも同テーマについて審

議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

事務局から実務対応報告公開

草案「非化石価値の特定の購入

取引における需要家の会計処理

に関する当面の取扱い(案)」

の修正文案が示され、検討され

た。

タイトルについては、これま

での審議では「会計処理等」と

していたが、本プロジェクトの

範囲では特段の開示を求めない

ことを提案しているため、「等」

国際会計

ISSB基準の適用初年度における教育文書、公表

IFRS財団

IFRS S2号に基

づく1月30日、IFRS財

団は「IFRS S1号の適

用」(Applying IFRS S1 when

reporting only climate-related

disclosures in accordance

with IFRS S2)と題された教

育文書(以下、「本教育文書」)

を公表した。IFRS財団は

2023年に公表したISSB

基準の適用の支援を行う活動を

展開しており、本教育文書の公

表もその一環である。

本教育文書公表の趣旨

ISSB基準は、適用初年度

において認められる経過措置と

して、IFRS S1号(以下、

「S1号」)が求める重要性のあ

るすべてのサステナビリティ関

連のリスクおよび機会の開示に

代えて、IFRS S2号(以下、

「S2号」)に従った気候関連の

情報のみを開示を認めている。

この方法による適用は気候

優先アプローチ(climate-first

approach)と称され、本教育

文書は気候優先アプローチを採

る場合のISSB基準の適用関

係の理解の促進を目的として作

成されている。

本教育文書の内容

本教育文書には、主に次の2

つの内容が含まれている。

(1) 気候優先アプローチを採

る場合に適用されるS1号の要

求事項(本教育文書 表1)

この場合にも適用されるべき

S1号の要求事項が表形式で示

されており、要求事項の内容と

関連するS1号の項番が示され

ている。

国際会計

暗号資産に関するSAB、公表

SEC

去る1月23日、SECはSAB

(Staff Accounting Bulletin)122を

公表した。

SAB122は、2022年3月

に公表されたSAB121を撤回し

たもの。2024年5月には、

下院と上院の双方がSAB121の

撤回を決議したが、バイデン大

統領(当時)が決議の拒否権を

発動していた。

SAB121の内容

一般的に、保管者(主に金融

機関)は資産を管理(control)

していない限り、貸借対照表に

ている。ただし、この表は要求

事項を網羅的に示していないと

されており、基準等を参照する

ことが必要である。

(2) 気候優先アプローチを採

る場合に適用されないS1号の

要求事項(本教育文書 付録

A)

気候関連の開示についてS2

号の要求事項が存在する場合、

S1号の一般的な要求事項が適

用されないこと等を踏まえ、適

用されないS1号の項番および

適用されないS1号に代えて適

用されるS2号の項番が表形式

で対照されている。

に関連する脆弱性の開示を求め

た。

暗号資産に関する動向

SAB122の発行とほぼ同時の

1月21日、SECは、暗号資産

についての明確な規制の枠組み

を構築し、合理的な開示フレ

ムワークを策定し、執行リソ

スを慎重に配分するために、S

EC委員のヘスター・ピア

ス氏が率いる暗号資産タスク

フォースを設立した。

また、1月23日、トランプ大

統領は、大統領令「デジタル金

融技術におけるアメリカのリ

ダーシップ強化」に署名した。

この大統領令は、タスクフォ

スの原則とほぼ一致しており、

「デジタル金融技術における規

制の明確性を確立し、アメリカ

をデジタル資産経済における世

界的リーダーの地位に押し上

げ、すべてのアメリカ国民に

革新と経済的機会をもたらすこ

と」を目的としている。この大

統領令の一環として、デジタル

資産市場に関する大統領作業部

会が設立される予定である。

この、SAB122の発行による

SAB121の撤回は、米国の暗号

資産規制の状況を変化させ、暗

号資産が米国で大きな成長を遂

げる可能性を高めることになる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年2月3日	記述情報の開示の好事例集2024(第4弾)	金融庁	有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄に関して、参考となる開示例を取りまとめ、2024年12月27日に公表した第3弾に追加したもの。コーポレート・ガバナンスの概要や監査の状況、株式の保有状況について、投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイントを追加している。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250203.html
2025年2月3日	法規・制度委員会研究報告5号「インサイダー取引に関するQ&A」	JICPA	昨今、インサイダー取引事案が相次いで発生していることから、インサイダー取引規制を遵守するにあたり、公認会計士および会計事務所の従業者の留意点について、2008年に公表した「インサイダー取引防止のための検討プロジェクトチームからの報告『インサイダー取引に関するQ&A』」を更新する形で、新たに取りまとめたもの。本研究報告の公表に伴い、2008年公表の同報告は廃止される。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250203fev.html

金融

日米金融政策のスタンスの違いと デイトプシーク問題がもたらす不確実性

日本銀行は1月24日、政策金利の0.25%から0.5%への引上げを発表した。また米連邦準備制度理事会(FRB)は1月29日、政策金利を4.25%〜4.50%の範囲で据え置く決定を発表した。日銀の利上げは、輸入コストの上昇や春闘による賃上げが継続するなか、物価上昇を抑制する意図がある。物価上昇率は2024年度で2%台後半、2025年度も日銀によれば2%台半ばと見込まれ、企業の価格設定行動が変化しつつある。

FRBは、過去3回の会合で合計1%ポイントの利下げを行った後、インフレの進展を見極めるために政策金利を据え置いた。労働市場は安定しており、2024年12月の失業率は4.1%と低水準を維持しているものの、今後の政策変更のタイミングを慎重に判断している。こうした金融政策の変化に加え、中国のデイトプシーク問題が市場の不透明感を増している。デイトプシーク社は、低コストのAIモデルを開発し米国市場

証券

関税戦争ついに勃発、これから どうなる？

2月に入り最初のトランプ「関税爆弾」が爆発した。被弾したのはカナダ、メキシコ、中国であった。米国の貿易相手国として上位3位に入る最重要国であり、特にカナダとメキシコは米国と隣国かつ3カ国貿易協定を結んできた間柄である。

しかし、トランプ大統領は、これら3国は対米貿易で巨額の黒字を稼ぎ米国の富を奪っているという理屈で、カナダ、メキシコに対して25%、中国に対して10%の関税を課すという大統領令を発した。中国へは前期トランプ政権時代から課している関税に10%上乗せされる。

3国は対抗措置として、米国からの輸入品に同水準の関税を課す、WTO(世界貿易機関)に提訴する、などを明らかにしている。懸念されてきた貿易・関税戦争の勃発である。

グローバル化、国際分業が進んでいる現在の世界経済では、経済大国間の紛争の影響は当事国にとどまらず、全世界に及ぶ。トランプ関税が発令されて最初に反応したのは、時差も

あつて東京株式市場であった。日経平均は2月3日、前日比1,052円(2.6%)の下げを記録した。下げの中心は、メキシコ、カナダ、中国で製品生産や製品輸出を行っている自動車産業であった。こうした反応は世界各国へ広がっていくだろう。

米国内でも、経営者団体、業界、メディアなどから関税政策への批判が高まってきた。トランプ大統領はすでにEUへ、製品別に半導体や鉄鋼などへの追加関税賦課を示唆している。ただ、各方面からの関税政策に対する反発を無視して、自分の思いどおりに突き進めるだろうか。

大統領の本音はどこにあるか、事態が不透明・不確実というのは株式市場にとつて一番やっかいである。日本だけでなく、しばらく主要国の株価は弱含みの動きにならざるを得ないだろう。

そのなかで、日本株は景気が比較的順調で、企業収益も堅調な業界が多いことから、他の主要国市場より下値抵抗力は強いと考えられる。